

○大分県沿道の景観保全等に関する条例

昭和六十三年三月三十日

大分県条例第第十三号

目 次

前 文

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 沿道景観保全地区(第七条—第十一条)

第三章 沿道環境美化地区(第十二条—第十五条)

第四章 大分県沿道景観保全審議会(第十六条・第十七条)

第五章 雑則(第十八条—第二十一条)

附 則

私たちのふるさと大分は、古くから「豊の国」と呼ばれてきたとおり、変化に富む山野、これを潤す水量豊かな河川、広々とした海等美しい自然に恵まれている。

この自然の恩恵を享受しつつ、先人が活気あふれる生活を営む中で、自然と人々の生活とが一体となつて、個性豊かな魅力ある景観が形づくられてきた。

この景観は、私たちに潤いと安らぎを与え、ふるさととしての愛着をはぐくみ、地域の文化を創造する活力を醸成してくれるものであり、先人から受け継いだかけがえのない財産である。

しかしながら、近時、経済社会の発展に伴う土地利用の急速な変化により、貴重な景観が損なわれる事態が生じており、これからは、ふるさと大分の景観、特に沿道における優れた景観と美しい環境を積極的に守っていく必要がある。

今こそ、私たちは、ふるさとの景観がかけがえのない財産であることを深く認識し、その恩恵を永遠に享受できるよう沿道における優れた景観の保全と環境の美化を推し進めていかなければならない。

ここに、私たちは、県、市町村、県民及び事業者とが共に力を合わせて美しい県土を守り育てることにより、美しい心と個性ある県民文化をはぐくみ、私たちの大分を誇りの持てるふるさととして、これを次代に引き継いでいくことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目 的)

第一条 この条例は、沿道における優れた景観の保全及び環境の美化(以下「沿道の景観保全等」という。)に関し、県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、必要な地区の指定、行為の指導等を行うことにより、美しい県土を守り育て、もつて現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第二条 県は、沿道の景観保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(市町村の責務)

第三条 市町村は、その地域の実情に応じた沿道の景観保全等に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるとともに、県が行う沿道の景観保全等に関する施策に協力するものとする。

(県民及び事業者の責務)

第四条 県民及び事業者は、自ら沿道の景観保全等に努めるとともに、県及び市町村が実施する

沿道の景観保全等に関する施策に積極的に協力するものとする。

(啓 発)

第五条 県は、県民及び事業者に対し、沿道の景観保全等に関する知識の普及等啓発に努めるものとする。

(基本方針)

第六条 知事は、沿道の景観保全等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、大分県沿道景観保全審議会の意見を聴くものとする。

第二章 沿道景観保全地区

(地区の指定)

第七条 知事は、道路(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二条第一項に規定する道路で同法第三条第一号から第三号までに規定するものをいう。以下同じ。)から眺望することができる区域のうち、景観の保全が特に必要な区域を沿道景観保全地区として指定することができる。

2 知事は、沿道景観保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長及び大分県沿道景観保全審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、沿道景観保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示し、その案を当該告示の日から二週間公衆の縦覧に供するものとする。

4 前項の規定による告示があつたときは、当該区域に係る住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。

5 知事は、沿道景観保全地区に指定するときは、その旨及びその区域を告示するものとする。

6 沿道景観保全地区の指定は、前項の規定による告示によつてその効力を生じる。

7 市町村の長は、当該市町村の区域において、沿道景観保全地区として指定することが適当であると認められる区域があるときは、知事に対し、その旨を要請することができる。

8 第二項から前項までの規定は沿道景観保全地区の区域の拡張について、第二項、第五項及び第六項の規定は沿道景観保全地区の指定の解除又はその区域の縮小について、それぞれ準用する。

(沿道景観保全樹木の指定)

第八条 知事は、沿道景観保全地区内において、樹姿等が優れ、当該地区における景観を保全するために特に必要と認められる樹木(樹木の集団を含む。)を沿道景観保全樹木として指定することができる。

2 知事は、沿道景観保全樹木を指定しようとするときは、あらかじめ、その所有者(所有者が明らかでないときは、その占有者)の意見を聴くものとする。

3 前条第五項及び第六項の規定は、沿道景観保全樹木の指定及び指定の解除について準用する。

(沿道景観保全基本計画)

第九条 知事は、沿道景観保全地区を指定しようとするときは、当該地区における景観の保全に関する基本計画(以下「沿道景観保全基本計画」という。)を定めるものとする。

2 沿道景観保全基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該地区における景観の保全に関する基本的かつ総合的な事項

二 当該地区における景観の保全に必要な次に掲げる事項の基準(以下「沿道景観保全基準」という。)

イ その規模が規則で定める基準を超える建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。)及び工作物(以下「大規模建築物等」という。)

の位置、敷地の緑化及び外観に関する事項

ロ 土石等の採取の際の遮へい及び事後の緑化に関する事項

ハ 宅地の造成その他の土地の形質の変更後の緑化に関する事項

ニ 沿道景観保全樹木の保全に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、当該地区における景観の保全に関し必要な事項

3 第七条第二項から第六項までの規定は、沿道景観保全基本計画の決定及び変更について準用する。

(行為の届出)

第十条 沿道景観保全地区内において次に掲げる行為をしようとするものは、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

一 大規模建築物等の新築、増築、改築又は移転(増築又は改築後において、大規模建築物等となる場合における当該増築又は改築を含む。第十四条第一項第一号において同じ。)

二 大規模建築物等の外観の変更

三 土石等の採取

四 宅地の造成その他の土地の形質の変更

五 沿道景観保全樹木の伐採又は移植

2 前項の場合において、沿道景観保全地区が指定され、又はその区域が拡張された際当該地区内において同項各号に掲げる行為に着手しているものは、その指定又はその区域の拡張の日から起算して三十日以内に、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出をしたものは、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。

4 次に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

三 国、地方公共団体その他公共的団体が行う行為

四 法令又は他の条例に基づいて定められた地域、地区等で規則で定めるものの区域内で行う行為

(指導等)

第十一条 知事は、前条第一項から第三項までの規定により届出があつた場合において、当該届出に係る行為が沿道景観保全基準に適合しないと認められるときは、当該届出をしたものに対し、沿道景観保全基準に従い、必要な措置を講じるよう指導し、又は勧告することができる。

2 知事は、前項に規定する場合のほか、沿道景観保全地区内において、前条第一項から第三項までの規定による届出を行わないもの又は沿道景観保全基準に著しく適合しないと認められる大規模建築物等その他規則で定めるものの所有者若しくは管理者に対し、沿道景観保全基準に従い、必要な措置を講じるよう指導し、又は勧告することができる。

3 知事は、前二項の規定により勧告をした場合において、当該勧告を受けたものに対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

4 知事は、第一項又は第二項の規定により勧告を受けたものがその勧告に従わなかつたときは、規則で定めるところにより、公表することができる。

第三章 沿道環境美化地区

(地区の指定)

第十二条 知事は、環境の美化が特に必要な道路の沿道を沿道環境美化地区として指定することができる。

- 2 第七条第二項から第七項までの規定は沿道環境美化地区の指定及びその区域の拡張について、同条第二項、第五項及び第六項の規定は沿道環境美化地区の指定の解除又はその区域の縮小について、それぞれ準用する。

(沿道環境美化基本計画)

第十三条 知事は、沿道環境美化地区を指定しようとするときは、当該地区における環境の美化に関する基本計画(以下「沿道環境美化基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 沿道環境美化基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該地区における環境の美化に関する基本的かつ総合的な事項
 - 二 当該地区における環境の美化に必要な次に掲げる事項の基準(以下「沿道環境美化基準」という。)
 - イ 大規模建築物等の位置、敷地の緑化及び外観に関する事項
 - ロ 屋外における物品の集積又は貯蔵の方法及び遮へいに関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、当該地区における環境の美化に関し必要な事項
- 3 第七条第二項から第六項までの規定は、沿道環境美化基本計画決定及び変更について準用する。

(行為の届出)

第十四条 沿道環境美化地区内において次に掲げる行為をしようとするものは、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。ただし、第一号及び第二号に掲げる行為を沿道景観保全地区内においてしようとするものは、この限りでない。

- 一 大規模建築物等の新築、増築、改築又は移転
- 二 大規模建築物等の外観の変更
- 三 屋外における物品の集積又は貯蔵
- 2 前項の場合において、沿道環境美化地区が指定され、又はその区域が拡張された際当該地区内において同項各号に掲げる行為に着手しているものは、その指定又はその区域の拡張の日から起算して三十日以内に、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。
- 3 前二項の規定による届出をしたものは、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。
- 4 次に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。
 - 一 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの
 - 二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
 - 三 国、地方公共団体その他公共的団体が行う行為
 - 四 法令又は他の条例に基づいて定められた地域、地区等で規則で定めるものの区域内で行う行為

(指導等)

第十五条 知事は、前条第一項から第三項までの規定により届出があつた場合において、当該届出に係る行為が沿道環境美化基準に適合しないと認められるときは、当該届出をしたものに対し、沿道環境美化基準に従い、必要な措置を講じるよう指導し、又は勧告することができる。

- 2 知事は、前項に規定する場合のほか、沿道環境美化地区内において、前条第一項から第三項までの規定による届出を行わないもの又は沿道環境美化基準に著しく適合しないと認められる大規模建築物等その他規則で定めるものの所有者若しくは管理者に対し、沿道環境美化基準に従い、必要な措置を講じるよう指導し、又は勧告することができる。
- 3 知事は、前二項の規定により勧告をした場合において、当該勧告を受けたものに対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。
- 4 知事は、第一項又は第二項の規定により勧告を受けたものがその勧告に従わなかつたときは、

規則で定めるところにより、公表することができる。

第四章 大分県沿道景観保全審議会

(設置)

第十六条 知事の諮問に応じ、沿道の景観保全等に関する重要事項を調査審議するため、大分県沿道景観保全審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、沿道の景観保全等に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

第十七条 審議会は、委員七人以上十人以内で組織する。

2 審議会の委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 雑則

(援助)

第十八条 知事は、沿道の景観保全等のために必要な措置を講じるものに対し、技術的指導その他の援助をすることができる。

(公共事業等における沿道景観保全基準等の遵守)

第十九条 県は、沿道景観保全地区又は沿道環境美化地区内において公共事業等を行うときは、沿道景観保全基準又は沿道環境美化基準を遵守するものとする。

2 知事は、国、市町村その他公共的団体が沿道景観保全地区又は沿道環境美化地区内において公共事業等を行うときは、沿道景観保全基準又は沿道環境美化基準に配慮するよう要請することができる。

(適用除外)

第二十条 この条例の規定は、景観法(平成十六年法律第百十号)第七条第一項に規定する景観行政団体である市町村が、同法第八条第一項に規定する景観計画を定め、かつ、同法の施行に関する条例を施行したときは、当該市町村の景観計画の区域には適用しない。

(平一九条例六・追加)

(委任)

第二十一条 この条例に定めるもののほか、沿道の景観保全等に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一九条例六・旧第二十条繰下)

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第四章の規定は、昭和六十三年四月一日から施行する。

(昭和六三年規則第五一号で昭和六三年一〇月一日から施行)

附 則(平成一九年条例第六号)

この条例は、公布の日から施行する。